



平成 19 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ ー マ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 恩 田 饒
(J A S D A Q ・ コ ー ド 7 6 3 8)
問 合 せ 先 資 本 政 策 部 長 林 田 英 樹
電 話 0 3 - 3 5 6 7 - 8 0 9 8

「行動規範」制定のお知らせ

当社は、当社グループとしての「行動規範」を制定しましたので、下記のとおり、お知らせします。

今後は当社グループの全役職員に「行動規範」の周知徹底をはかり、関連法令の遵守と実効ある社内体制の整備を行い、ステークホルダーとの共栄および社会との共生を目指します。

記

1. 目的

- (1) 関連法令の遵守と実効ある社内体制の整備を推進するため。
- (2) ステークホルダーとの共栄および社会との共生を目指すため。
- (3) 内部管理体制をさらに強化し、業務の適正性を確保するため。

2. 施行日

- (1) 平成 19 年 2 月 20 日 (火)

3. 内容

「行動規範」

1. 基本精神

社会的責任、使命および上場企業としての責務を十分に認識し、あらゆる法令、規則およびルールさらには、国際的法規およびルールを厳格に遵守します。コーポレート・ガバナンスの基本精神のもとに、ステークホルダーとの共栄および、社会との共生を目指します。

2. 社会との関係

(1) 関連法令の遵守

関係あるあらゆる法令を正しく理解し、これを遵守します。さらに、社会倫理や善き慣行にそった企業活動を行い、問題発生の予防に万全を期します。

(2) 社会貢献

豊かで健全な社会の維持発展に向けた企業活動を主体的、積極的に展開することにより、広く社会に貢献していきます。

(3) 危機管理の徹底

上場企業としての責務を常に認識し、多様化するリスクの発現を想定して、事業の継続を主眼に危機管理体制を整備、強化し、それを着実に運用していきます。

(4) 自然環境に配慮した企業活動

環境問題の取組みは、人類共通の課題であり、企業の存続と活動に必須の要件であることを認識し、企業活動全般にわたって自然環境との共生に努めます。

(5) 政治、行政などとの健全な関係

政治・行政との健全かつ正常な関係を保ちます。

(6) 反社会的勢力への毅然たる対応

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で対応します。

3. 株主との関係

(1) 適時適切な情報開示

広く社会とのコミュニケーションをはかり、株主、投資者およびその他のステークホルダーに経営関連情報を適時適切に開示するなど、上場企業としての説明責任を果たし、ステークホルダーとの信頼関係を確保します。

(2) インサイダー取引の未然防止

インサイダー取引規制に抵触する行為は、証券市場全体の公正性および健全性を著しく失墜させる行為であり、その疑いを持たれるような行為は厳に慎みます。

4. 人権尊重

(1) 人権尊重および差別禁止

個人の人権を尊重し、一人ひとりがその能力を最大限発揮できるよう、不当な差別やハラスメントのない、明るく働きがいのある職場環境の確保に努めます。

5. 情報管理の徹底

(1) 個人情報および機密情報の管理徹底

職務上知り得た個人情報などの第三者の情報については、その保護に万全を期し、本来の目的以外に利用することや漏洩することは決して行いません。さらに、職務上で得た機密情報が、社外に対してはもちろん、社内においても漏洩されることがないように情報管理を徹底します。

6. 正しい企業活動

(1) 商品・サービスの安全

販売する商品、サービスについては、有害なもの、不正なものを排除し、お客様の安全を心がけ、信頼される商品、サービスを提供します。

(2) 知的財産

商品、広告、サービスなどすべての企業活動において、知的財産権を尊重し、自社の権利を保護すると同時に、他の権利を尊重します。

(3) 顧客満足

常にお客様の視点に立ち、「顧客第一主義」を基本として、商品づくり、接客サービスなど、お客様の満足度を向上させる企業経営をいたします。

7. 企業倫理の徹底

経営者は、社会の負託に応えるため、この規範の精神の実現に向けて率先垂範し、この規範の周知徹底と実効性のある社内体制の整備を行います。万一、この規範の精神に反するような事態が発生した場合には、責任の所在を明確にして、違反行為に対する処罰など、必要な措置をとります。

以上